

「女性も幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信 事業実施業務」に係る企画提案公募要領

1 目 的

近年、若年女性の県外転出は男性の1.5倍で推移しており、若年女性の県内定着・回帰促進が大きな課題となっている。

当事者である若年女性が多数参加し、互いに山形での暮らしや仕事について本音で意見交換を行う「オンライン100人女子会」を実施することにより、若年女性を取り巻く現状や課題を把握する。

さらに県内女性の多様な生き方・働き方等を県内在住の若年女性に取材してもらい、デジタルロールモデル集や動画等を作成する。加えて、若年女性の県外流出の要因としても挙げられている性別による固定的な役割分担意識の解消を促す多世代向けの啓発媒体（イラストやマンガを用いた動画、パネル等）を作成する。

併せて本事業で作成した多様な啓発媒体を有効に活用し、若年層に向けて山形で暮らし働くことの魅力を発信するとともに、多世代に向けて性別による固定的な役割分担意識の解消を促す周知啓発を行う。

2 業務概要

(1) 業 務 名 女性も幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信事業実施業務

(2) 業 務 内 容

若年女性の意見を集約し可視化する「オンライン100人女子会」等を実施するとともに、女性も活躍できる環境づくりに向けた機運醸成や女性から見たやまがた暮らしの魅力の発信を行うこと。詳しくは、別添仕様書（企画提案用）のとおりとする。

(3) 提案上限額 4,276千円以内（消費税及び地方消費税を含む。税率10%。）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ①山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有すること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ③山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- ④山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止基準に該当しないこと。
- ⑤雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。
- ⑥次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑦宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。

⑧会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生及び再生の手続きをしていないこと。

(2) 失格事項

提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があった時は失格とする。

①この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。

②提出書類に虚偽又は不正があったとき。

4 企画提案に係る提出書類及び提出方法について

(1) 提出書類、期限、部数

提出書類	期 限	部 数
①参加申込書（様式 1 号） ②事業者概要書（様式 2 号）	令和 4 年 6 月 10 日（金）17 時	1 部
③企画提案書（様式 3 号） ④経費見積書（様式 4 号）	令和 4 年 6 月 27 日（月）17 時	6 部

(2) 提出方法及び提出先

11 の担当部局まで郵送又は持参により提出すること。

（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする）

(3) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝日除く）

(4) その他

- ・企画提案に参加する事業者は提出期限までに①参加申込書及び②事業者概要書を必ず提出すること（提出期限までに提出のなかった事業者の企画提案は受け付けない）。
- ・提案は 1 事業者につき、1 提案とする。
- ・提案はすべて企画提案書に記載し、様式 3 に添付して提出すること。

5 審査方法について

提案のあった企画内容について、原則、書類審査を行い採用候補企画を決定するが、プレゼンテーションにより審査する場合は、別途連絡する。

審査にあたり、提案者に質問及び追加の資料提出を求める場合がある。

選定結果はすべての応募者に対して通知する。

提案者が 1 者のみである場合でも、審査員の評価結果（平均点 60 点以上）により、提案の内容について契約目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者が無い場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

6 審査項目、審査の視点並びに配点

(1) 審査項目ごとに採点し、合計 100 点満点で判定を行うものとする。

No.	審査項目	審査の視点	配点
1	①実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針は、本事業の目的に合致したものであるか。 ・事業内容に関する理解度は高いか。 ・事業の遂行にあたり当事者である若年女性の意見を取り入れる工夫があるか。 	10 点
2	②企画内容	<p>「オンライン 100 人女子会」の企画・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子会の内容は、若年女性が本音で意見交換をすることができ、取り巻く現状やニーズを把握できる内容・構成となっているか。 ・コーディネーター等は、事業効果に配慮した人材になっているか。 ・グループトークの司会進行役について事前の打合せや研修が予定されているか。 ・参加者の募集方法や、女子会の内容について、県内外の多様な若年女性 100 名以上の参加が期待できるか。 	20 点
3		<p>デジタルロールモデル集及び関連動画の企画・作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年女性のロールモデルとしてふさわしい対象の選定が期待できるか。 ・モデル集やチラシは若年層が関心を持つようなデザイン・ビジュアルの工夫があるか。 ・動画は若年層が関心を持つ工夫があるか。 	20 点
4		<p>性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発媒体の企画・作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の性別への固定観念等に関する気づきを促し、意識改革につなげるための効果的な媒体の内容となっているか。 ・啓発媒体に取り上げる性別による固定的な役割分担意識の具体事例について、広く県民の意識改革につながる事例の選定が期待されるか。 	15 点
5		<p>女性から見たやまがた暮らしの魅力及び性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記 3 に関連する発信事業については、ターゲットである若年層に対して広告掲出も含め効果的に遡及する内容（手法、スケジュール、頻度）となっているか。 ・上記 4 に関連する発信事業については、広く県民全体をターゲットとして効果的に遡及する内容（手法、スケジュール、頻度）となっているか。 	15 点
6		③事業効果測定等の実施	事業効果測定は、適切な方法となっているか。
7	④実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・企画内容を遂行できる実施体制や、業務に有効なノウハウ、経験等を有しているか。 ・新型コロナウイルス感染症対策が十分であるか。 ・事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか。 	10 点

		・概ね過去3年以内に類似の事業を実施した実績があるか。	
8	⑤経費総括	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の遂行に支障のない妥当な経費見積であるか。 ・積算根拠は事業に必要な経費が明確に示されているか。広告掲出経費の積算が記載されているか。 ・提案内容に比して、経費見積が経済的であるか。 	5点
合計			100点

(2) 評価は5段階で行うものとし、評価点の採点基準は下表のとおりとする。

ただし上記(1)のNo1、7は評価点を2倍、4、5は評価点を3倍、2、3は評価点を4倍する。

採点基準	評価点
非常に優れている	5点
優れている	4点
妥当	3点
不満	2点
非常に不満	1点

7 企画提案作成等に係る質問・問合せ

(1) 受付期間

令和4年6月10日(金)午後5時までとする。

(2) 質問・問合せ方法

- ・企画提案に関する一切の質問等は、「質問票(別紙1)」により行うこと。
- ・質問票の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「女性も幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信事業実施業務・企画提案への問合せ」として11の担当部局あて送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

(3) 質問・問い合わせへの回答

質問者への回答は、その都度、速やかに、参加申込書提出者全員に電子メールで送付する。ただし、各提案者の独自の企画に関わること等については、当該質問をした提案者のみへの回答とする。

8 企画提案書提出後のスケジュール(予定)

審査会の開催 令和4年7月上旬

審査結果通知 令和4年7月中旬

契約 令和4年7月下旬

9 契約等

(1) 契約締結

- ①審査結果に基づき、最も優れた提案を行った応募者(以下「最優秀者」という)と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。

- ②採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- ③最優秀者と業務委託締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀者が失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
なお、応募書類は本件に係る事業企画の選定審査の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (3) 最優秀者選定後契約対象となる業務内容については、別途協議により企画内容の一部を修正・変更する場合がある。
- (4) 募集及び契約については、県の都合により停止することがある。

11 担当部局

山形県しあわせ子育て応援部 女性・若者活躍推進課

担 当：女性活躍推進担当

住 所：〒990-8570

山形市松波2-8-1（県庁4階）

T E L：023-630-2262

F A X：023-632-8238

Eメール：ywakamono@pref.yamagata.jp